国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)(附則第六十七条関係)

2 (略)	2 (略)
三个七(略)	二二丁七 (略)
載され、又は記録されたものを含む。)	
法律 ( 平成十三年法律第七十五号 ) の規定により振替口座簿に記	は記録されたものを含む。)
十一号)の規定により登録されたもの及び社債等の振替に関する	十三年法律第七十五号)の規定により振替口座簿に記載され、又
二 証券に化体されている債権 (社債等登録法 (昭和十七年法律第	証券に化体されている債権(社債等の振替に関する法律(平成
一 (略)	一 (略)
第四十条の規定を適用する。	第四十条の規定を適用する。
し、当該債権のうち政令で定めるものについては、第三十九条及び	し、当該債権のうち政令で定めるものについては、第三十九条及び
第三条 この法律は、次に掲げる債権については、適用しない。ただ	第三条   この法律は、次に掲げる債権については、適用しない。ただ
(適用除外)	(適用除外)
附則第三十四条の規定による改正後の国の債権の管理等に関する法律	改正案